

第1回熊本市自治推進委員会のまとめ

平成 22 年 5 月 27 日開催

1 委員会の役割について

- ・ 市長からの諮問事項および委員会の所掌事務を踏まえ、具体的な中身は委員会で協議しながら決めていく。
- ・ 委員会が決定機関であり、市民協働推進課は実務的に支えていく事務局である。事務局長は市民協働推進課の平井課長とする。
- ・ 委員会の進め方についての基本的な事項は次のとおりとする。
 - 1 「当委員会は委員の合意により協議を進める」
 - 2 「協議するための資料は、事務局が提供し協議を行う」
 - 3 「委員は必要に応じ事務局に資料提供（説明者の招致を含む）を求め、または自ら資料を提供することができる」
 - 4 「その他の協議の進め方は随時委員会で協議して決める」

2 開催スケジュールについて

- ・ 「（仮称）参画と協働のまちづくり条例」の提言に係るボリュームが、あまり明確ではないため、委員会を進めながらスケジュールを決めていくこととする。
- ・ 開催にあたっては、会議の最後に次回の日程を決め、必要に応じて土日や夜間の開催も検討する。

3 次回の議事と資料について

- ・ 「（仮称）参画と協働のまちづくり条例」を作る目的について確認する。
- ・ 全国の同様の取り組みに関して、先進事例も含めて資料を用意する。
- ・ 自治基本条例とまちづくり条例の両方を作成している、杉並区と三鷹市の条例を用意する。
- ・ 次回の資料は、開催の一週間ぐらい前に委員に届くよう送付する。
- ・ 会議録の確認は、委員長一任。委員には確認済みのものを次回配布する。